

毎週火、金曜日発行(但休日相当るときは翌日)  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

目次  
◇規則 市町村に交付すべき昭和三十六年度分の地方交付税のうち、普通交付税の額の算出に用いる基準税額の算定に関する規則

## 規 則

市町村に交付すべき昭和三十六年度分の地方交付税のうち、普通交付税の額の算出に用いる基準税額の算定に関する規則をここに公布する。

昭和三十六年十一月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 鳥取県規則第五十四号

市町村に交付すべき昭和三十六年度分の地方交付税のうち、普通交付税の額の算出に用いる基準税額の算定に関する規則

#### (目的)

第一条 この規則は、地方団体に対して交付すべき地方交付税のうち、普通交付税の額の算定に関する省令(昭和三十六年自治省令第 号。以下「令」という。)の定めるところに基づき、市町村に交付すべき昭和三十六年度分の地方交付税のうち、普通交付税の額の算出に用いる基準税額の算定に必要事項を定めることを目的とする。

(市町村民税所得割のうち源泉徴収される者にかかる基準税額の算定方法)

第二条 市町村民税の個人に対して課する所得割のうち、源泉徴収される者にかかる基準税額は、当該市町村における所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)第三十八条第一項及び第三十八条の二第一項の規定によつて源泉徴収された昭和三十五年分の所得税額のうち、昭和三十六年度分の市町村民税の課税標準となるべきであつた額として知事が調査した額に〇・一五七一四を乗じて得た額とする。

(市町村民税法人税割にかかるとする基準税額の算定方法)

第三条 市町村民税のうち、法人税割にかかるとする基準税額は、当該市町村につき次の各号に定める方法によつて算定した額の合算額とする。

(一) 当該市町村について、法人ごとに(1)及び(2)によつて算定した額の合算額。この場合において、二以上

の市町村に事務所又は事業所を有する法人のうち、二以上の都道府県又は大都市に事務所又は事業所を有する法人(以下本条中「市町村分割法人」という。)にかかるとする課税標準額は、地方税法第三百二十一条の十三の規定の例によつて算定するものとする。

(1) 市町村分割法人にかかるとする

算式

$$(a + a') \times 0.0567 \times 1.003660 + b \times 0.0567 \times 1.519828$$

算式の符号

a 昭和35年4月1日から昭和36年1月31日までの間に事業年度が終了した法人にかかるとする法人税割の課税標準額(当該事業年度にかかるとする法人税割について、昭和35年4月1日から9月30日までの間に終了した事業年度にかかるとするものは、昭和35年11月30日までの間に、昭和35年10月1日から昭和36年1月31日までの間に終了した事業年度にかかるとするものにあつては、昭和36年3月31日までの間に、修正申告、更正又は決定(期限後申告にかかるとするものを除く。以下本条中同じ。)があつた場合においては、その最終の修正申告、更正又は決定による課税標準額とする。)

a' 昭和36年2月1日から3月31日までの間に事業年度が終了した法人にかかるとする法人税割の課税標準額(当

該事業年度にかかるとする法人税割について、昭和36年5月31日までの間に修正申告、更正又は決定があつた場合においては、その最終の修正申告、更正又は決定による課税標準額とする。)

b 昭和29年4月1日から昭和35年3月31日までの間に事業年度が終了した法人で、昭和35年度中に修正申告、更正又は決定がなされたものの最終の課税標準額から昭和35年3月31日(昭和35年2月1日から3月31日までの間に事業年度が終了した法人にかかるとするものは、昭和35年5月31日)以前における最終の課税標準額を控除した額と、昭和35年4月1日から9月30日までの間に事業年度が終了した法人で昭和35年12月1日から昭和36年3月31日までの間に修正申告、更正又は決定があつたものの当該修正申告、更正又は決定による最終の課税標準額から、当該法人にかかるとするaの額を控除した額との合算額。

(2) 市町村分割法人以外の法人にかかるとする

算式

$$(c \times 0.0567 \times 0.976816) + (d \times 0.0567 \times 1.436623)$$

算式の符号

c 昭和35年2月1日から昭和36年1月31日までの間に事業年度が終了した市町村分割法人以外の法人(以下本条中「その他法人」という。)にかかるとする法人税割の課税標準額(当該事業年度にかかるとする法人税割について昭和36年3月31日までの間に修正申告、更正又は決定があつた場合においては、その最終の修正申告、更正又は決定による課税標準額とする。)

d 昭和29年4月1日から昭和35年1月31日までの間に事業年度が終了した法人で、昭和35年度中に修正申告、更正又は決定がなされたものの当該修正申告、更正又は決定による最終の課税標準額から昭和35年3

円30日以前における最後の課税標準額を控除した額。

(一) 次の(1)及び(2)に定めるところによつて算定した額から、(1)については当該市町村にかかる昭和三十五年分の普通交付税の額の算定の基礎となつた法人税割の基準税額のうち市町村分割法人にかかる分を、(2)の(4)については当該市町村にかかる昭和三十五年度分の普通交付税の額の算定の基礎となつた法人税

割の基準税額のうちその他法人にかかる分を、(2)の(4)については当該市町村にかかる昭和三十四年度分の普通交付税の額の算定の基礎となつた法人税割の基準税額のうちその他法人にかかる分をそれぞれ控除して得た額の合算額。

(1) 市町村分割法人にかかる分

算式

$$(e + e') \times 0.0567 \times 0.984917 + f \times 0.0567 \times 1.515828$$

算式の符号

e 本条(一)の算式の符号中 a に同じ。この場合において同符号中「昭和36年」とあるのは、「昭和35年」と読み替えるものとする。

e' 本条(一)の算式の符号中 a に同じ。

f 本条(一)の算式の符号中 b に同じ。

(2) その他法人にかかる分

算式

$$g \times 0.0567 \times 0.976816 + h \times 0.0567 \times 1.436623$$

算式の符号

g 本条(一)の算式の符号中 e に同じ。

h 本条(一)の算式の符号中 d に同じ。

(4) 算式

$$i \times 0.0567 \times 1.136888 + j \times 0.0567 \times 1.044595$$

算式の符号

i 本条(一)の算式の符号中 e に同じ。この場合において同符号中「昭和36年」とあるのは「昭和35年」と、「昭和35年」とあるのは「昭和34年」とそれぞれ読み替えるものとする。

j 本条(一)の算式の符号中 d に同じ。この場合において同符号中「昭和36年」とあるのは「昭和35年」と、「昭和35年」とあるのは「昭和34」と、「昭和35年度中」とそれぞれ読み替えるものとする。

(三) (二)によつて算定された過大算定額が、(一)によつて

算定した額、及び(二)によつて算定された過小算定額の合算額をこえるものについては、そのこえる額は零として計算するものとする。

(固定資産税の基準税額の算定方法)

第四条 固定資産税の基準税額は、土地にかかる基準税額、家屋にかかる基準税額及び償却資産にかかる基準

税額の合算額とする。

2 土地にかかる基準税額は、次の各号に定める方法によつて算定した額の合算額とする。

- 一 田、畑、宅地、山林及び原野については、当該市町村の土地の種類ごとの総価格の合算額が、別表第一市町村別土地家屋総価格表の当該市町村総価格と

同額となるように、当該市町村の土地の種類ごとの平均価額（「昭和三十六年度の固定資産（土地）」にかかる平均価額の指示について（昭和三十六年三月三十一日付受地第二二〇号通知））によつて知事が当該市町村長に通知した額）に当該市町村内の地積（昭和三十五年一月一日現在において土地課税台帳及び土地補充課税台帳に登録されるべきであつた土地の種類ごとの面積をいう。ただし、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百四十八条及び第三百五十一条の規定によつて固定資産税を課されないものを除く。）を乗じて算定した額（日本放送協会にかかる土地で地方税法第三百四十九条の第三十項の規定に当該するものにかかる額については〇・五を乗じて得た額とする。）に〇・〇〇九四〇八を乗じて得た額

二、その他の土地については、令第二十八条第二項第二号の規定によつて算定した額

家屋にかかる基準税額は、当該市町村の家屋の総価

格の合算額が別表第一市町村別土地家屋総価格表の当該市町村家屋総価格と同額となるように当該市町村の家屋の平均価額（「昭和三十六年度の固定資産（家屋）」にかかる平均価額の指示について（昭和三十六年三月三十一日付受地第二二〇号通知））によつて知事が当該市町村長に通知した額）に当該市町村内の家屋の床面積（昭和三十五年度分の家屋の平均価額算出の基礎として用いられた家屋の床面積をいう。ただし、地方税法第三百四十八条及び第三百五十一条の規定によつて固定資産税を課されないものを除く。）を乗じて得た額（あらたに建設された発電所又は送電施設の用に供する家屋で地方税法第三百四十九条の三第一項の規定に該当するものうち、あらたに固定資産税が課されることとなつた年度から五年以内のものについては当該額に三分の一をあらたに固定資産税が課されることとなつた年度から六年度以上十年度以内のものについては当該額に三分の二を乗じて得た額とし、日本放送協会にかかる家屋で地方税法第三百四十九条の第三十項

の規定に該当するものにかかる額については〇・五を乗じて得た額とする。）に〇・〇〇九四〇八を乗じて得た額とする。

4 償却資産にかかる基準税額は、次の各号に定める方法によつて当該市町村ごとに算定した額の合算額とする。

一、第二号以外の償却資産で市町村長が評価すべきものについては、令第二十八条第四項第一号（一）により自治大臣から通知のあつた額（以下「通知額」という。）を次の方法によつてあん分して得た額の合算額

（一）通知額の十分の七の額を、当該市町村における昭和三十二年事業所統計に基づいて調査した令別表第十に定める産業分類ごとの、かつ、規模ごとの従業者数（国、県、市町村これらの組合及び財産区の各事業所の従業者数、地方税法第三百四十八条の規定により非課税とされる償却資産を有する事業所における当該非課税とされる償却資産に

かかる従業者数（当該非課税とされる償却資産を有料で貸し付けている事業所の当該非課税とされる償却資産にかかる従業者数を除く。）同法第三百八十九条の規定により自治大臣又は知事が評価してその価格等を配分する償却資産を有する事業所における当該償却資産にかかる従業者数及び自治大臣が調査した基準評価額三千万円以上の償却資産（以下「大規模資産」という。）を有する事業所の従業者数並びにその従業者が五人未満（放送業にあつては二人未満）である事業所の従業者数を除く。以下同じ。）にそれぞれ同表に定める補正係数を乗じて得た数（整数未満は四捨五入する。）の合計数に一八五円五〇銭を乗じて得た額

（二）通知額の十分の三の額を、当該市町村の償却資産課税台帳に登録された昭和三十六年度における償却資産の課税標準額の合算額（地方税法第三百五十一条の規定によつて固定資産税を課されないものにかかる額、第三百八十九条の規定によつて

自治大臣又は知事が評価し配分した額並びに令第二十八条第四項第一号(二)及び四の船舶又は大規模資産にかかるとる額を除く。)に〇・〇〇〇八三四を乗じて得た額

二 当該市町村について令第二十八条第四項第一号(三)及び四の方法によつて算定した額

(三)及び四の方法によつて算定した額

(五) 鉱産税の基準税額の算定方法

第五条 鉱産税の基準税額は、知事が調査した当該市町村の前年中における鉱物の種類別生産量に令別表第十四に定める山元価格を乗じて得た額に別表第二に定める率を乗じて得た額の合算額とする。

(木材引取税の基準税額の算定方法)

第六条 木材引取税にかかる基準税額は、知事が調査した当該市町村の昭和三十三年、昭和三十四年度及び昭和三十五年度の樹種別素材生産量の合計数を三で除して得た数に別表第三に定める率を乗じて得た数を樹種別(用途別を含む。)素材生産推定量とし、これにそれぞれ令別表第十六に定める素材標準価格を乗じて

得た額の合算額に〇・〇一二五を乗じて得た額とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十六年度分の普通交付税について適用する。

別表第一 市町村別土地家屋総価格表

区分	田	畑	宅地	山	林	原野	牧野	土地計	家屋
鳥米倉郷 市	1,571,122	155,737	1,654,105	75,417	32,401	15,846		3,472,227	4,877,652
取子吉港 市	843,684	422,055	1,891,612	32,401	82,560	2,525		3,192,277	4,525,031
計	1,181,175	192,602	589,103	82,560	1,210	37,137		2,082,577	2,550,356
	82,872	155,098	526,251			54		545,485	1,045,672
津国岩福 町	107,942	11,887	14,407	7,480	29,820	863		142,579	64,291
船橋河入若用佐智 町	392,187	26,895	34,545	38,522	9,444	8,774		500,725	176,009
家園原東椋瀬治頭 町	422,236	43,706	90,627	21,768	24,961	5,176		584,117	468,850
府兼部 町	111,427	25,182	14,506	10,084	25,952	2,554		163,553	94,785
町	423,335	32,357	65,725	19,649	1,583	1,124		542,649	306,760
町	202,048	29,551	31,410	29,820	29,820	3,124		295,953	152,904
町	384,092	57,219	65,252	24,961	5,176	5,176		556,700	287,017
町	264,075	39,593	43,299	18,267	25,952	6,578		379,497	199,508
町	113,744	21,787	41,024	18,267	8,078	3,078		197,900	232,372
町	118,661	15,491	27,838	8,698	3,100	3,100		170,998	125,979
町	64,639	19,858	12,008	8,763	228	228		105,496	75,711
町	263,535	17,109	66,937	25,566	4,495	4,495		377,642	354,830
町	328,894	50,617	53,322	8,992	9,444	423		442,248	301,143
町	191,776	15,631	36,597	9,444	32,141	1,975		255,423	153,974
町	215,921	58,387	59,983	32,141	3,443	3,443		369,875	331,861
町	200,258	51,928	42,425	2,472	13,763	352		297,435	192,578
町	41,241	34,683	25,150	13,763	766	766		115,606	139,981
町	255,762	77,336	38,538	24,667	2,242	2,242		418,545	294,404
町	290,695	31,746	50,529	31,241	5,021	5,021		410,232	401,418
町	235,143	13,124	29,684	14,737	7,939	5,749		298,439	152,459
町	244,388	83,263	39,115	7,939		939		380,594	193,554

大東赤	249,029	138,291	73,829	13,230	1,660	476,089	307,627
西条岸伯日旋大名	381,011	121,708	104,387	20,818	7,032	634,966	450,116
米伯備	215,677	80,502	61,528	16,736	2,738	375,001	332,865
町町町	349,334	29,017	51,140	39,561	6,790	475,842	214,282
伯見本仙	212,489	26,787	24,339	17,045	4,440	284,100	116,962
吉江山和山	269,613	31,526	39,349	15,957	5,771	362,216	138,066
南野府口	157,440	31,712	32,237	13,442	1,298	236,149	131,703
町町町	50,818	20,922	40,717	230	13	112,700	487,690
町町町	243,398	45,865	73,140	18,484	2,413	383,290	265,518
町町町	393,651	40,672	59,665	16,252	3,998	514,246	226,236
町町町	217,288	99,739	63,945	28,547	9,074	418,593	241,850
町	257,751	75,533	41,133	18,080	7,906	376,383	208,523
計	9,109,592	1,617,928	1,773,761	753,790	165,448	13,421,255	8,809,757
合	12,768,445	2,543,420	6,234,832	945,379	221,010	22,713,821	21,808,468

別表第二

敏産院の基準院額の算定に用いる乗率表

敏物名	乗	率
非鉄金属 銅	1.89516 × 0.00665	
砂	0.83735 × 0.00665	
マンガン	0.81970 × 0.00665	
クロム	0.81926 × 0.00665	
白金	0.65743 × 0.00665	
白	0.65689 × 0.00665	
けい		
い		
ト		
石		

別表第三

樹種別素材生産推定量の算定に用いる乗率表

樹種	別	乗率	
針葉樹	す	1.20023	
	ひ	1.09085	
	坑木用材及びバルブ用材として使用されるもの		1.24583
	まつの		1.53333
広葉樹	な	0.46501	
	ぶ	0.61447	
	坑木用材及びバルブ用材として使用されるもの		1.55839
その他	坑木用材及びバルブ用材として使用されるもの		1.55839
広葉樹	その他の		1.26619